

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 5月23日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：12件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	低圧タービン（B）動翼修理作業において、割れの原因調査に使用するために仮置きしていた動翼2本について、修理対象の動翼と取違えて割れ部を削ってしまったことが認められたため、対応検討	C	
2	1号機	非常用ディーゼル発電機（A）定例試験時、エンジン清水（冷却水）ポンプ自動排気弁の動作不良により「No. 1機関冷却水温度高」の警報表示及びトリップ事象の発生が認められたため、当該弁を点検・修理及び対応検討	B	
3	1号機	発電機水素ボンベ室の水素ガス漏えい検出器（2台）のうち1台において、指示不良（ハンチング）が認められたため、当該検出器を点検・修理	D	
4	2号機	トラベリングスクリーン（G）の洗浄水入口圧力計において、指示不良が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
5	3号機	3号機運転日誌（1）における発電機電力量計の記録の確認時、日誌の読み単位の改定がされているにも関わらず、H18.7.7～H19.5.20の期間において、旧単位にて換算し記載していたことが認められたため、対応検討	C	
6	4号機	復水前置ろ過装置金属試料採取ラック積算流量計の点検において、動作不良が認められたため、対応検討	D	
7	4号機	制御棒定例動作確認試験において、制御棒（14-35）の1ノッチ挿入時、ラッチ機構に動作不良が認められたため、対応検討	C	
8	4号機	気体廃棄物処理系の「除湿冷却器Aドレンタンク水位高」の警報が発生し、除湿冷却器ドレンタンクドレン弁及び除湿冷却器ドレンタンクベント弁が自動「開」動作しなかったため、対応検討	C	
9	6号機	連続ダストモニタリプレースのための調査において、当該ダストモニタ入口の流量測定値に異常が認められたため、対応検討	B	
10	集中環境施設	プロセス建屋（3F）の廃棄物処理エリア（非管理区域）外気処理装置内において、雨水浸入による水溜まりが認められたため、当該装置内を清掃	D	
11	集中環境施設	屋外サンプリング建屋近傍設置の重油受入れ配管において、腐食が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
12	集中環境施設	高温焼却炉の主燃焼室燃料供給流量制御系において、流量指示変換器に不良（ドリフト）が認められたため、当該流量指示変換器を点検・校正	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで